

磐田市立総合病院における診療情報の提供に関する規程

令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、磐田市立総合病院（以下「病院」という。）における診療録の開示等による診療情報の提供に関し、磐田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年磐田市条例第 25 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療録等 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 24 条に規定する診療録、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 23 条に規定する診療録及び医療従事者が作成した看護記録、処方箋、検査記録、画像診断フィルム等の診療に関する諸記録をいう。
- (2) 診療情報の提供 診療の過程で得られた患者の身体状況、病状、診断、治療等についての情報を提供することをいう。
- (3) 要約書 診療録等の主要な内容を簡潔にまとめたものをいう。

(診療情報の提供の範囲)

第 3 条 病院において提供の対象となる診療情報は、病院において作成管理される診療録等とする。

(診療情報の提供の内容)

第 4 条 病院において提供の対象となる診療情報の内容は、次のとおりとする。

- (1) 診断名又は予想される診断名
- (2) 診療方針、診療計画及び診療結果
- (3) 検査内容及び検査結果
- (4) 治療の内容、効果及び副作用の有無
- (5) 処置、手術及び侵襲的検査行為の危険性及び合併症
- (6) 代替的治療方法
- (7) その他患者が説明を求めた事項

(診療情報の提供の対象者)

第 5 条 病院において診療情報提供の対象者（以下「対象者」という。）は、当該診療情報に係る患者本人及び患者本人が指名した親族又はそれに準ずる者とする。ただし、患者本人の判断能力が欠如していると判断される場合には、親族、法定代理人、保佐人又は補助人及び実質的に患者のケアを行っている親族又はそれに準ずる者とする。

(診療情報の提供の方法)

第6条 病院における診療情報提供の方法は、診療内容の説明と診療録等の開示によるものとする。

2 診療を担当する医師又は歯科医師が診療内容を説明する場合には、日常診療の中で、対象者に対し、診療の内容について、積極的かつ丁寧に説明するよう努めなければならない。

3 診療録等の開示の種類は、診療録等の閲覧又は写し若しくは要約書の交付とする。

4 前項の閲覧は、病院事業管理者が指定する場所において、関係職員立会いの下で行い、診療録等の病院外への持ち出しは禁止するものとする。

5 対象者が、第3項に規定する診療録等の開示に併せて口頭による説明を請求した場合には、医師又は歯科医師は、診療録等の開示とともに口頭による説明を行うものとする。

(開示等の請求)

第7条 前条第3項及び第5項の規定による開示の請求をしようとする者は、診療録等開示請求書(様式第1号)により請求するものとする。

(開示等の決定等)

第8条 病院事業管理者は、前条に規定する請求があった場合には、当該請求に係る診療録等診療情報の開示等についての決定等をしなければならない。

2 前項の規定による開示等の請求に係る決定等の通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 診療録等の開示の可否に係る決定 診療録等診療情報取扱回答書(様式第2号)

(2) 診療録等の開示等の決定期間の延長に係る通知 診療録等診療情報開示取扱回答決定期間延長通知書(様式第3号)

(開示しないことができる場合)

第9条 病院事業管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、診療録等開示委員会に諮った上、診療録等を開示しないことができる。

(1) 治療効果等への悪影響が懸念されるとき。

(2) 患者本人以外の第三者の権利利益を損なうおそれがあるとき。

(3) 患者本人以外の対象者から診療録等の開示請求がなされた場合であって、本人が開示を希望しない場合又は開示することが当該患者の利益に反すると認められるとき。

(4) その他開示を適当でないと認める相当な理由があるとき。

(患者本人が死亡した場合の特例)

第10条 患者本人が死亡した場合で、遺族等からの請求があった場合には、診療録等の開示を行うことができる。

(開示手数料等)

第11条 診療録等の開示を行う場合、閲覧に係る手数料については、条例の規定により無料とする。

- 2 診療録等の写し又は要約書の交付を受けるものは、当該写しの作成に要する費用を負担するものとし、その額は、磐田市情報公開条例施行規則（平成 17 年磐田市規則第 4 号）第 6 条の規定に準じた額とする。ただし、画像診断フィルム等の写し及び口頭による説明を受ける場合は、磐田市立総合病院の使用料及び手数料条例（平成 17 年磐田市条例 228 号）第 2 条第 3 項の規定に準じた額とする。

（診療録等開示委員会の設置）

第 12 条 第 9 条の規定による審議を行うため、診療録等開示委員会を設置する。

- 2 診療録等開示委員会の構成は、副病院長、薬剤部長、看護部長、事務部長、病院総務課長及び医事課長とする。

（その他）

第 13 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

診療録等開示請求書			年 月 日
磐田市病院事業管理者			住所 申請者 氏名 電話番号
磐田市立総合病院における診療情報の提供に関する規程第 7 条の規定により、次のとおり請求します。			
1 請求に係る診療情報の内容			
2 提供の区分	(1) 閲覧 (2) 口頭による説明 (3) 写しの交付 (4) 要約書の交付		
3 患者の氏名等	氏名		
	住所及び電話番号		
	続柄		
*事務局処理欄	請求者本人確認欄	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険証 (4) その他()	
	請求者資格確認欄	(1) 戸籍謄本 (2) その他()	
*備考 《注》 1 「請求に係る診療情報の内容」欄は、提供の請求をしようとする診療情報が特定できるよう具体的に記入してください。 2 *欄には、記入しないでください。			

様式第 2 号（第 8 条関係）

診療録等診療情報取扱回答書		
第 年 月 日 号		
様		
磐田市病院事業管理者 印		
年 月 日付けで請求のあった診療録等診療情報開示については、次のとおり取り扱うことにしましたので、磐田市立総合病院における診療情報の提供に関する規程第 8 条第 2 項第 1 号の規定により通知します。		
1 提供取扱の種類	(1) 閲覧	可・不可
	(2) 口頭による説明	可・不可
	(3) 写しの交付	可・一部可・不可
	(4) 要約書の交付	可・不可
2 請求にかかる診療情報の内容		
3 診療情報の提供の日時及び場所	日時	年 月 日 午前 時 分 午後 時 分
	場所	磐田市立総合病院 階
4 提供しない場合の理由とその範囲		
5 事務局	磐田市立総合病院 医事課 (〒438-8550 磐田市大久保 512 番地 3) 電話番号 0538-38-5000	
6 備考		
《注》当日は、この回答書と請求者本人であることを証明する書類を持参してください。 また、上記の日時に来られない場合は、事前に電話等で事務局まで連絡してください。 この決定について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。		

様式第 3 号（第 8 条関係）

診療録等診療情報開示取扱回答決定期間延長通知書	
第 年 月 日 号	
様	
磐田市病院事業管理者 印	
年 月 日付で請求のあった診療録等診療情報開示については、次のとおり決定期間を延長することにしましたので、磐田市立総合病院における診療情報の提供に関する規程第 8 条の規定により、通知します。	
1 請求にかかる診療情報の内容	
2 個人情報の保護に関する法律 第 83 条第 1 項の規定による決定 期限	年 月 日
3 個人情報の保護に関する法律 第 83 条第 2 項の規定による延長後 の決定予定期限	年 月 日 ごろ
4 延長の理由	
5 備考	